

監査公表第638号

地方自治法第199条第1項, 第5項及び第7項の規定による監査を実施し, 同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を決定しましたので, 次のとおり公表します。

平成22年5月10日

京都市監査委員 内 海 貴 夫
同 日 置 文 章
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成21年度財政援助団体等監査公表

監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（出資団体監査, 財政援助団体監査, 公の施設の指定管理者監査及び随時監査）

監査の対象年度 平成20年度

監査の実施期間 平成21年11月から平成22年4月まで

監 査 の 方 法 書類, 帳簿, 証書等を審査し, 文書及び口頭による質問調査を行い, 必要なものについて実地調査を行った。

監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 京都学生祭典実行委員会	(財援)
2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所	(出資) (財援) (指定)
3 京都文化祭典市民ふれあいステージ企画運営委員会	(財援)
4 祇園祭協賛会	(財援)
5 社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会	(指定)
6 京都市中央市場衛生自治会	(財援)
7 京都観光推進協議会	(財援)
8 財団法人京都ユース・ホステル協会	(指定) (随時)
9 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	(財援) (指定) (随時)

10	社団法人京都市児童館学童連盟	(財援) (随時)
11	社会福祉法人伏見にちりん福祉会	(財援) (随時)
12	京都シティ開発株式会社	(出資) (指定)
13	パーク二四株式会社	(指定)
14	京都地下鉄整備株式会社	(出資)
15	財団法人京都市上下水道サービス協会	(出資)
16	財団法人京都市生涯学習振興財団	(出資) (財援)
17	京都府私立中学高等学校連合会	(財援) (随時)
18	京都市教職員互助組合	(財援)

注 区分欄の表記は、(出資)は出資団体監査を、(財援)は財政援助団体監査を、(指定)は公の施設の指定管理者監査を、(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。

1 京都学生祭典実行委員会

(1) 団体の概要（平成20年10月1日現在）

代 表 者	実行委員長 村井杏侑美	設立年月日	平成15年6月3日
事務所所在地	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東塩小路町 939 キャンパスプラザ 京都内		
目 的 (団体の規約に 基づく。)	<p>京都学生祭典実行委員会は、京都学生祭典の開催に関する大綱その他 の京都学生祭典の実施のために必要な企画を行い及びこれを実施するこ と等を目的とし、これを達成するため次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) 京都学生祭典にふさわしい行事等の実施に関すること。 (2) 京都学生祭典の啓発、普及に関すること。 (3) その他、目的達成のために必要な事項に関すること。</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
京都学生祭典への補助金	100,318	5,500	総合企画局 政策推進室（現 市民協 働政策推進室）

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

「第6回京都学生祭典」を開催した。

a プレイベント・関連事業

KYO-SENSE 共同宣言（平成20年5月15日）、KYO-SENSE 打ち水（平成20年8月1日、9日、19日及び28日）、一ヶ月前キャンペーン（平成20年9月11日及び12日）、Kyoto Student Music Award 二次予選（平成20年9月13日）、KIF week（平成20年10月5日から10日まで）

b 1週間前企画（平成20年10月5日）

おいでやす！京都学生祭典パレード、わっしょい！大作戦

c 本祭

項 目	1 日 目	2 日 目
開催日時	平成 20 年 10 月 11 日 13 : 00 ~ 18 : 00	平成 20 年 10 月 12 日 11 : 00 ~ 21 : 00
会 場	京都駅ビル, 新風館	平安神宮, 岡崎周辺
来場者数	28,000 人	196,000 人
実施企画	<ul style="list-style-type: none"> ・ Opening Ceremony ・ Kyoto Student Music Award ・ What' s 京都学生祭典!! ・ おこしやす ふれあい広場 ・ 街の音楽会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京炎 そでふれ! 全国おどり コンテスト ・ JINGU Opening Parade ・ 縁日 ・ ~来て見て体験! ~みやこコ レクション ・ げんきっずスタジアム 2008 ・ NHK がやってきた ・ 第 11 回京都国際学生映画祭 in KIF ・ 灯祭り ・ Grand Finale

(イ) 収支の状況

(単位 : 千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	5,500	人件費	8,662
京都府補助金	5,500	施工費	36,152
分担金収入	21,500	その他事業費	42,192
協賛金収入	48,380		
個人サポーター金 収入	618		
参加費収入	338		
事業収入	1,588		

雑収入	609	小 計	87,007
前年度繰越金	16,282	翌年度繰越金	13,310
合 計	100,318	合 計	100,318

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

京都学生祭典への補助金は継続的に交付しているが、補助金交付要綱を定めることなく交付しており、補助対象範囲や行うべき事務手続についての考え方が明確となっていなかった。

補助金交付要綱を整備し、対象事業の範囲、交付申請の手続、補助事業完了時に提出を求める書類など補助金の内容及び事務処理方法を明確にするよう、具体的に取り組まれない。

2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	理事長 山岸吉和	設立年月日	昭和51年10月26日
事務所所在地	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	財団法人京都市埋蔵文化財研究所は、埋蔵文化財の調査、研究、保護を行い、京都市民の文化財保護に関する理解を深め、もって市民の文化的生活の向上と地域文化の振興に寄与することを目的とする。		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市埋蔵文化財研究所(以下「埋蔵文化財研究所」という。)の基本財産は1,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課である。

イ 事業の状況

- (ア) 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に関すること。
- (イ) 埋蔵文化財の調査研究及び出版物の刊行に関すること。
- (ウ) 埋蔵文化財に関する保護思想の普及啓発に関すること。
- (エ) その他, 目的を達成するために必要な事業に関すること。

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	345,550	192,670	152,879
固定資産	14,948	15,492	△543
資産合計	360,499	208,162	152,336
(負債の部)			
流動負債	449,791	378,499	71,291
固定負債	113,926	81,774	32,152
負債合計	563,717	460,273	103,444
(正味財産の部)			
指定正味財産	10,000	10,000	—
(うち基本財産への充当額)	(10,000)	(10,000)	(—)
一般正味財産	△213,218	△262,110	48,892
正味財産合計	△203,218	△252,110	48,892
負債及び正味財産合計	360,499	208,162	152,336

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
経常増減の部			
経常収益	1,154,106	1,026,103	128,003
経常費用	1,207,661	1,062,473	145,187

当期経常増減額	△53,555	△36,370	△17,184
経常外増減の部			
経常外収益	176,543	217,863	△41,320
経常外費用	74,095	119,560	△45,464
当期経常外増減額	102,447	98,303	4,144
当期一般正味財産増減額	48,892	61,932	△13,040
一般正味財産期首残高	△262,110	△324,043	61,932
一般正味財産期末残高	△213,218	△262,110	48,892
(指定正味財産増減の部)			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	—
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	—
(正味財産期末残高)	△203,218	△252,110	48,892

埋蔵文化財研究所は、市民共有の財産である埋蔵文化財の発掘調査を行い、遺跡の保護と調査研究を通じて埋蔵文化財に対する保護思想を啓発する重要な役割を担っている。

しかし、財務面を見ると、前年度に比べ一般正味財産期末残高が4,889万円増加しているものの、財務状況は、事業量の増減に大きく左右されている。近年の発掘事業の減少等により、累積欠損額は、平成21年3月末時点で2億321万円と極めて厳しい財務状況にある。

今後、公益財団法人への移行を目指した経営改善が行えるよう、中長期的な視野に立った着実な取組が望まれる。

エ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

- (a) 埋蔵文化財研究所では、発掘調査事業に係る電気工事や残土埋め戻し工事等の多くの工事請負契約を業者と締結している。契約の方法について

ては、本市の例によるものとしているが、「不相当と認められるものについては、その都度理事長が定める」と財団法人京都市埋蔵文化財研究所会計規則に規定されている。

工事請負契約を随意契約としているものについて、随意契約である理由が明らかにされず、業者選定理由についても記載されていないものがあった。また、本市の例によらないという理事長の決定もされていなかった。

工事請負契約については、原則、本市の例によることとし、経費節減のためにもより競争性のある契約を行うこととするよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

- (b) 埋蔵文化財研究所では、財団法人京都市埋蔵文化財研究所会計規則に基づき備品を管理している。備品台帳に登載されているパソコンのうち、現物を確認できないものがあった。

パソコンの管理については、財産の保全及び情報セキュリティ対策の面からも適正に管理事務を行うよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

出土遺物整理業務の実績状況について、委託契約書では四半期ごとに業務の遂行状況報告書を提出させるとしていたが、年度末を除き、報告書を提出させていなかった。業務の履行確認は、契約書に沿って適切に行われたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
財団法人京都市埋蔵文化財 研究所補助金	23,963	23,963	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

埋蔵文化財研究所の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	23,963	職員人件費	23,963

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

埋蔵文化財研究所は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市考古資料館（以下「考古資料館」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
考古資料館	京都市上京区今出川 通大宮東入元伊佐町 265-1	施設の管理運営及び 考古資料に関する取 組	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 考古資料の収集、保管及び展示
- b 考古資料に関する調査及び研究
- c 考古資料に関する講習会、講演会等の開催
- d 考古資料に関する情報の収集及び提供
- e 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般入館者数	18,821 (824)	17,093 (749)	17,943 (797)	17,848 (865)	18,871 (722)

団体入館者数	2,075 (274)	2,337 (516)	1,894 (151)	2,507 (364)	2,654 (351)
合 計	20,896	19,430	19,837	20,355	21,525

注（ ）は、うち12歳未満の入館者数

考古資料館の入館者数合計について、平成20年度は前年度に比べ1,170人(5.7パーセント)増加している。平成20年度の考古資料館における特別展示は、「紫式部の生きた時代」(実施期間 平成20年2月1日から平成21年1月31日まで)、「京焼の萌芽」(実施期間 平成21年3月1日から同年9月30日まで)であった。

(ウ) 収支の状況

平成20年度の収支の状況は、次のとおり、1万円の赤字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入 (うち指定管理委託 料収入)	25,838 (25,838)	人件費	18,396
雑収入	14	消耗品費	1,553
		賃借料	33
		一般諸経費	3,516
		普及啓発費	2,359
		雑費	3
合 計	25,852	合 計	25,863

収支差額 △11千円

委託料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
委託料収入	33,178	33,178	27,839	26,820	25,838

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

3 京都文化祭典市民ふれあいステージ企画運営委員会

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	委員長 福井正興	設立年月日	平成17年6月16日
事務所所在地	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内		
目 的 (団体の規約に 基づく。)	京都文化祭典市民ふれあいステージ企画運営委員会は、京都文化祭典市民ふれあいステージ及び開会式の円滑な開催を図り、本市における市民文化の更なる振興に寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
京都文化祭典'08市民ふれあいステージ開催補助金	23,239	18,800	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

「京都文化祭典'08」開会式及び市民ふれあいステージを開催した。

a 「京都文化祭典'08」開会式

- ・ 開 催 日 平成20年9月14日(日)
- ・ 開催場所 JR京都駅ビル室町小路広場
- ・ 観 客 数 延べ900人

b 市民ふれあいステージ

- ・ 開 催 日 平成20年10月18日(土)及び19日(日)
- ・ 開催場所 京都市梅小路公園
- ・ 出演団体数 49団体
- ・ 参観人数 延べ3万8,000人

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	18,800	総務費	197
協賛金	2,990	業務費	21,198
預金利子	10		
雑収入	13	小 計	21,396
前年度繰越金	1,425	翌年度繰越金	1,842
合 計	23,239	合 計	23,239

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 京都文化祭典市民ふれあいステージ企画運営委員会（以下「市民ふれあいステージ企画運営委員会」という。）では、参加団体の募集、参加者説明会の開催、リーフレットの作成と配布場所への配送など、市民ふれあいステージ開催に先立つ準備業務を平成20年6月から企画運営業者に実施させていたが、これらを運営、進行、設営、演出等の業務とまとめ1件の委託契約とし、平成20年10月6日に締結していた。

契約締結が遅れた理由は、開催場所の変更による事務の錯そうなどであるが、契約締結日以前の経費支出を委託対象とすることは認められないため、適正な契約事務を行うよう、同委員会に対して指導し、改められたい。

(b) 市民ふれあいステージ企画運営委員会では、タクシーチケットを購入し、本市に準じてその取扱いを行っている。京都市タクシーチケット等取扱要領では、タクシーチケットの使用者は、使用のつど所属長に対し、タクシーチケット使用報告書により使用状況を報告し、確認を受けるものとするが、用務内容の記載において、タクシー利用が認められることが不明確な場合であっても、本市課長級職員が充てられている事務局次長が確認していたものが数多く見受けられた。また、タク

シーチケット簿冊受払簿及びタクシーチケット交付整理簿においても、必要事項の記入漏れや押印漏れが見受けられた。

タクシーチケットの取扱いについては、文化市民局を対象として平成19年度に実施した定期監査において措置を求めたところ、各所属長に対し適正な取扱いについて改めて周知徹底するよう要請したとの措置の通知を受けている。

同局に所属する職員が職務として事務を行っていることから、本市に準じて適切に行われるべき財政援助団体の事務において、上記の措置の後もなお同様の問題点があったことを重く受け止め、タクシーチケットの適正な取扱いについて、具体的に取り組むよう、同委員会及び事務局に対して適切に指導し、改められたい。

4 祇園祭協賛会

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	会長 千 玄室	設立年月日	昭和28年9月18日
事務所所在地	京都市東山区祇園町北側625 八坂神社社務所内		
目 的 (団体の会則に基づく。)	<p>祇園祭協賛会は、祇園祭の保存及び行事に協賛すると共にその卓越した文化財を紹介宣伝して国際文化観光都市京都の観光価値を昂揚することを目的として次の事業を行う。</p> <p>(1) 祇園祭特に山鉦巡行の保存及び行事の協賛</p> <p>(2) 祇園祭の参観, 宣伝</p> <p>(3) 祇園祭の資料等の印刷物の刊行</p> <p>(4) 祇園祭関係道路及び沿道諸施設の改善の推進</p> <p>(5) その他目的の達成に必要な事業</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
祇園祭山鉦巡行に対する補助金	93,361	21,400	文化市民局 文化芸術都市推進室

		文化財保護課
--	--	--------

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

祇園祭の山鉦巡行や花傘巡行などに対する補助，協賛及び宣伝を通じて，祇園祭の保存と，民俗行事としての意義の高揚と指導育成を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	21,400	補助金	86,480
京都府補助金	19,000	待遇費	1,533
その他補助金	37,500	設備費	2,342
会費	11,170	募金事務費	70
事業収入	2,874	会議費	658
雑入	1,113	通信印刷費	320
前年度繰越金	303	雑費	935
		小 計	92,340
		翌年度繰越金	1,020
合 計	93,361	合 計	93,361

ウ 監査の結果

指摘事項はなく，適正に執行されていました。

5 社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	会長 田中敬二	設立年月日	昭和54年12月22日
事務所所在地	京都市東山区清水二丁目205-5		
目 的 (団体の定款 に基づく。)	社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会は，組織的な活動運営により，文化財である社寺等屋根工事の伝統的技術の保存と，その研究向上を図るとともに，社寺等屋根工事技能者の養成研修及び文化財修理用資材の確保		

等を行い、もって我が国の文化財の保護事業に寄与することを目的とする。

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市文化財建造物保存技術研修センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市文化財建造物 保存技術研修センタ ー	京都市東山区清水 二丁目 205-5	施設の管理運営及 び文化財建造物の 保存技術に係る情 報の提供等	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 保存技術の継承に資する研修、会議等のための施設の提供
- b 保存技術に関する資料の展示のための施設の提供
- c 保存技術に関する情報の提供
- d 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：回)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
会議室等利用回数	268	186	250	352	258

会議室等利用回数は、8 室ある会議室を午前と午後の利用ごとに数えたものであり、稼働率は低い状況で推移しているため、より多くの利用を目指し、施設活用方法の検討や利用に係る広報活動を更に行い、利用者数の増加を図ることが望まれる。

(ウ) 収支の状況

平成 20 年度の収支の状況は、次のとおり、88 万円の赤字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
助成金収入	1,200	人件費	1,767
利用料金収入	1,559	水道光熱費	984
雑収入	10	管理委託費	481
		一般諸経費	339
		雑費	83
合 計	2,769	合 計	3,656

収支差額 △886 千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用料金収入	3,849	3,058	3,305	1,828	1,559

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

6 京都市中央市場衛生自治会

(1) 団体の概要（平成21年3月31日現在）

代 表 者	会長 内田昌一	設立年月日	昭和24年1月1日
事務所所在地	京都市下京区朱雀分木町		
目 的 (団体の会則に基づく。)	京都市中央市場衛生自治会は、京都市中央卸売市場第一市場内施設の清掃、美化及び防疫等を行うことにより、市民の消費生活の安定と市場の発展に資することを目的として、次に掲げる事業を行う。 (1) ごみ等の清掃と集積 (2) 可燃性廃棄物の搬出 (3) 溝等の清掃及び防疫 (4) 美化運動の推進 (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
京都市中央市場衛生自治会 補助金	91,000	40,000	産業観光局 中央卸売市場第一市場 管理課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

京都市中央卸売市場第一市場内施設の清掃，美化，防疫等を行った。

a 清掃車両等の維持及び運行

大型塵芥車による生ごみ及び発泡スチロールの搬出等

- ・ 生ごみ搬出 1,051 回，発泡スチロール搬出 1,163 回

b 集積所・通路清掃及び便所清掃

c 特別作業

大型催し物開催日等におけるごみ搬出，3階駐車場の大型ごみ搬出等

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	40,000	人件費	66,068
自治会事業費	51,000	支払保険料	9,003
		修理費	7,499
		燃料費	6,509
		その他	1,920
合 計	91,000	合 計	91,000

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが，次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

京都市中央市場衛生自治会補助金の事業実績報告において、補助対象の支出を特定できない収支決算書が提出されていたが、内容の精査を行うことなく、また、供覧も行っていなかった。

補助金事業の実績報告書を精査し、供覧されたい。

7 京都観光推進協議会

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	委員長 永井久美子	設立年月日	昭和59年4月23日
事務所所在地	産業観光局観光部観光振興課内		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	京都観光推進協議会は、一般観光客及び修学旅行生の誘致並びに受入体制の整備を推進し、観光事業の振興に寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした分担金

(単位：千円)

名 称	総事業費	分担金額	所管課
(ア) 京都観光推進協議会分担金	33,130	6,000	産業観光局
(イ) 京都・修学旅行アドバイザー事業分担金		10,000	観光部 観光振興課
(ウ) 修学旅行誘致促進事業(京都修学旅行パス(仮称)の新設)に係る分担金		3,000	

イ 分担金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都観光推進協議会分担金

a 事業の状況

一般観光客及び修学旅行生の誘致並びに受入体制の整備を推進した。

b 収支の状況(京都観光推進協議会全体の収支)

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市分担金	19,000	一般観光客誘致宣	2,679
(うち京都観光推	(6,000)	伝受入事業	
進協議会分担金)		修学旅行誘致宣伝	3,770
会費	3,700	受入事業	
協賛金	600	京都・修学旅行アド	7,461
広告料	5,675	バイザー事業	
雑収入	975	修学旅行誘致促進	3,788
前年度繰越金	3,178	事業	
		まち歩きマップ作	5,522
		成事業	
		会議費	51
		事務費	5,692
		小 計	28,967
		翌年度繰越金	4,162
合 計	33,130	合 計	33,130

(イ) 京都・修学旅行アドバイザー事業分担金

a 事業の状況

京都で修学旅行を実施する学校を対象に、京都の歴史や文化、産業等に精通したアドバイザーの派遣を行った。(平成20年度派遣実績86校)

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市分担金	10,000	アドバイザー謝金	1,009
		旅費	3,723
		教材費	2,101
		通信運搬費	626
合 計	10,000	合 計	7,461

収支差額 2,538 千円

(ウ) 修学旅行誘致促進事業（京都修学旅行パス（仮称）の新設）に係る分担金

a 事業の状況

修学旅行専用市バス・地下鉄・京都バス共通一日乗車券「京都修学旅行 1 day チケット」を新設した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市分担金	3,000	券面デザイン費	63
団体事業費	788	システム設計料	1,640
		周知用チラシ作成	823
		リーフレット作成	1,261
合 計	3,788	合 計	3,788

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 京都観光推進協議会会計規則によると、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、委員長は毎事業年度開始前に事業計画に基づき収入予算及び支出予算を編成のうえ、総会の議決を経なければならないとしており、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、委員長は運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができるとしている。

平成20年度予算は、平成20年8月27日に開催された総会で議決されており、年度当初から運営委員会の議決も得ず収入し、支出していた。

事業の日程を考慮したうえで、規定に従って適正な手続きを行うよう、京都観光推進協議会に対して指導し、改められたい。

(b) 京都観光推進協議会では、修学旅行誘致宣伝受入事業における全国学

校訪問活動として、年間延べ21日に及ぶ旅程中1日当たり数箇所の学校、教育委員会等を訪問しており、近接する訪問先への移動にはほとんどタクシーを使用していた。この場合のタクシーの使用については、本市旅費条例等にも準拠する形で旅費を精算していたが、使用不使用の判断は、すべて出張者にゆだねられていた。

本事業は、遠隔地で機動的に移動する必要のある業務であるが、タクシー使用の適否について判断基準が明瞭でないまま、現場における判断のみにより多用することは適切でないため、タクシーを使用できる場合の要件をあらかじめ定め、運用するよう、同協議会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

本市は、京都観光推進協議会に分担金として3件の財政援助を行っているが、そのいずれも名目を分担金とする根拠が明瞭でなかった。とりわけ京都・修学旅行アドバイザー事業分担金及び修学旅行誘致促進事業（京都修学旅行パス（仮称）の新設）に係る分担金については、特定の事業に対する支出であり、予算上本市のみが拠出者であることから、事実上の補助金であり、事業実績の確認を行うための報告書等の提出を求めるべきであった。

これらの分担金が充てられた事業は、いずれも収支が均衡するものとして予算編成されていたが、決算実績では京都・修学旅行アドバイザー事業で253万円の余剰が発生し、団体全体としても416万円を翌年度に繰り越していた。

財政援助を行うに当たっては、交付先に的確な予算編成を求め、交付決定において審査を厳密に行うとともに、余剰が発生した場合には精算戻入を求めるなど、適正な財務事務を行うようにされたい。また、名称に関わらず、その用途や効果、本市の役割などから判断して、交付要綱を定め事業実績報告書の提出を求めるなど、実効性と透明性が確保できる措置を採られたい。

8 財団法人京都ユース・ホステル協会

(1) 団体の概要（平成 21 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	会長 堀場 厚	設立年月日	昭和 43 年 2 月 12 日
事務所所在地	京都市右京区太秦中山町 29 宇多野ユースホステル内		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	<p>財団法人京都ユース・ホステル協会は、京都府下に在住する青少年がその自力による簡素な野外旅行活動によって、国内外の地理、風物、文化、歴史および産業等各方面の知識をひろめ、規律あるグループ活動および日常生活の良習慣を体得するためのユース・ホステル運動を推進するとともに、これに必要な教養の場としてのホステルを設置・管理し、これを提供利用せしめ、もって、社会有為の青少年を育成することを目的として、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホステルの設置及び運営に関する指導 2 会員の育成、指導者の養成に関すること 3 ホステリング・コースの選定に関すること 4 会員のための旅行活動の企画及び実施に関すること 5 機関紙・パンフレットの刊行 6 その他、法人の目的を達成するための必要な事業 		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

財団法人京都ユース・ホステル協会（以下「ユース・ホステル協会」という。）は、平成 19 年 12 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、京都市宇多野ユースホステル（以下「宇多野ユースホステル」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
宇多野ユースホステル	京都市右京区太秦 中山町 29	施設の管理運営及び ユースホステル事業 に関する取組	産業観光局 観光部 観光企画課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 宿泊のための施設の提供
- b 集会, 研修等のための施設の提供
- c テニスのための施設の提供
- d 京都の歴史, 文化, 産業等の紹介
- e 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位: 人, 時間, %)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
宿泊者数	30,988	29,565	14,911	—	21,927
月平均宿泊者数	2,582	2,464	2,982	—	2,484
集会室	2,958	3,169	1,383	—	3,213
テニスコート	1,358	1,467	495	—	930
ベッド稼働率	50.5	48.2	58.0	—	49.7

注 宇多野ユースホステルは, 平成 18 年 9 月から全面的な建替え工事を実施し, 平成 20 年 7 月にリニューアルオープンを行ったため, 平成 19 年度は休館している。

(ウ) 収支の状況

平成 20 年度の収支の状況は, 次のとおり, 214 万円の赤字となっている。

(単位: 千円)

収 入		支 出	
委託料収入	82,900	人件費	49,225
(うち指定管理委 託料収入)	(82,900)	光熱水費	12,490
その他収入	1,341	事業費	6,369
		消耗品費	2,870
		その他	15,429
合 計	84,241	合 計	86,385

収支差額 △2,143 千円

委託料収入を過去 5 年間で見ると, 次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
委託料収入	82,925	82,743	38,173	11,533	82,900

使用料収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
使用料収入	79,678	76,927	37,572	—	71,911

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

本市はユース・ホステル協会に宇多野ユースホステルの指定管理を行わせるに当たり、管理に関する協定書を締結して、物品を貸与しているが、協定書の別表の貸与物品一覧に本市所有備品が記入されていないものがあった。

貸与している備品について、指定管理に係る協定書を改めるなど適正に備品管理を行うよう、具体的に取り組みたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
宇多野ユースホステル庭園整備等に係る業務委託料	2,000	産業観光局 観光部
宇多野ユースホステルにおける舞妓紹介・交流イベント「舞妓さん 宇多野で遊ぶ」実施業務委託料	600	観光企画課

イ 監査の結果

指摘事項はなく，適正に執行されていました。

9 社会福祉法人京都市社会福祉協議会

(1) 団体の概要(平成 21 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 原 健	設立年月日	昭和 36 年 3 月 31 日
事務所所在地	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	社会福祉法人京都市社会福祉協議会は，京都市における社会福祉事業 その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する 活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
(ア) 京都市社会福祉協議会運営補助金	394,416	373,549	保健福祉局
(イ) 京都市社会福祉協議会職員費補助金	50,649	50,649	生活福祉部
(ロ) 地域福祉権利擁護事業補助金	78,240	76,181	地域福祉課
(エ) 区ボランティアセンター事業補助金	23,463	23,463	地域福祉課
(オ) 桂坂野鳥遊園運営補助金	9,682	4,800	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課
(カ) 入浴サービス事業助成金	8,441	8,441	保健福祉局
(キ) 配食サービス事業助成金	119,887	119,887	長寿社会部
(ク) 公設単独型老人デイサービスセンター 補助金	10,544	10,544	長寿福祉課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市社会福祉協議会運営補助金

a 事業の状況

社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）の事業に要する経費の支出を行った。

b 収支の状況

（単位：千円）

収 入		支 出	
京都市補助金	373,549	職員給与及び社会	388,667
その他	20,867	保険料 (区社協派遣等)	
		区社協活動費 (光熱費等)	3,057
		地域活動費	2,691
合 計	394,416	合 計	394,416

(i) 京都市社会福祉協議会職員費補助金

a 事業の状況

市社会福祉協議会の事業に要する経費の支出を行った。

b 収支の状況

（単位：千円）

収 入		支 出	
京都市補助金	50,649	職員人件費	50,649

(ii) 地域福祉権利擁護事業補助金

a 事業の状況

判断能力が不十分な認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用に係る援助等（日常生活自立支援事業）を行った。

b 収支の状況

（単位：千円）

収 入		支 出	
京都市補助金	76,181	人件費	13,026
雑収入	58	事務費	609

経理区分間繰入金 収入	2,000	事業費 経理区分間繰入金 支出 積立預金積立	61,724 1,405 1,473
合 計	78,240	合 計	78,240

(エ) 区ボランティアセンター事業補助金

a 事業の状況

市内 11 箇所の区ボランティアセンター運営事業実施主体である各区社会福祉協議会に対し、補助金の支出を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	23,463	助成金	23,463

(オ) 桂坂野鳥遊園運営補助金

a 事業の状況

桂坂野鳥遊園の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	4,800	人件費	3,072
会費収入	175	事務費	197
事業収入	1,037	事業費	5,245
雑収入	488	経理区分間繰入金	117
受取利息配当金	17	支出	
経理区分間繰入金 収入	3,165	積立預金積立	1,051
合 計	9,682	合 計	9,682

(カ) 入浴サービス事業助成金

a 事業の状況

家庭での入浴が困難な寝たきり高齢者等に対して、老人福祉センターにおいて入浴サービスを行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	8,441	施設入浴	939
		送迎入浴	7,502
合 計	8,441	合 計	8,441

(キ) 配食サービス事業助成金

a 事業の状況

本市の区域内に居住する65歳以上の在宅の要介護者等で、買い物及び調理が困難な者に対して栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否の確認を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	119,887	昼食配達費	94,819
		配達車両維持経費	19,200
		人件費	4,797
		事務費	1,070
合 計	119,887	合 計	119,887

(ク) 公設単独型老人デイサービスセンター補助金

a 事業の状況

京都市出水老人デイサービスセンター及び京都市醍醐老人デイサービスセンターの管理費（共益費等）を支出した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	10,544	管理費（出水）	504
		管理費（醍醐）	10,040
合 計	10,544	合 計	10,544

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

京都市社会福祉協議会運営補助金3億7,354万円のうち地域活動費に充てる部分として260万円を支出していた。また、地域福祉権利擁護事業補助金として7,618万円を支出していた。これらの補助金交付申請書及び事業実績報告書に添付されていた予算書及び決算書では、補助の対象とした項目や金額が明確でなく、事業完了後に適正に補助金が執行されたか判断することができなかった。

具体的な使途や積算の根拠を明確にした補助金交付申請書及び事業実績報告書の提出を求められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

市社会福祉協議会は、平成20年度において児童館30施設、老人デイサービスセンター17施設、老人福祉センター16施設、地域包括支援センター5施設、京都市福祉ボランティアセンター、ひと・まち交流館京都の共用部分、京都市菊浜老人短期入所施設、京都市洛西ふれあいの里保養研修センター及び京都市長寿すこやかセンターの合計73施設の指定管理者となっている。このうち監査の対象とした公の施設は次のとおりであり、その指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間である。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市高野児童館	京都市左京区高野	児童館事業及び学童ク	保健福祉局

	西開町5	ラブ事業	子育て支援部 児童家庭課
京都市左京老人福祉センター		健康づくり・介護予防 実践及び啓発事業，教 養講座等の実施，高齢 者自主活動支援等	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

イ 管理の状況

(ア) 京都市高野児童館

a 事業の状況

- (a) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- (b) 健全な遊びの場所の提供
- (c) 遊びの指導
- (d) クラブ活動の育成と指導
- (e) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位:人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延べ自由来館者数	13,320	11,114	10,814	8,819	7,491
延べ学童クラブ利用者数 (年度当初登録児童数)	22,810 (105)	23,313 (106)	21,153 (106)	21,621 (97)	19,961 (83)
合 計	36,130	34,427	31,967	30,440	27,452

平成20年度の利用の状況を見ると，延べ自由来館者数（学童クラブを除く児童館利用者数）は，前年度に比べ1,328人（15.1パーセント）減少し，4年連続で減少している。

また，延べ学童クラブ利用者数は，前年度に比べ1,660人（7.7パーセント）減少している。

c 収支の状況

平成 20 年度の収支の状況は、全児童館分（民設児童館 1 館を含む。）で次のとおりであり、収支差額を積立預金に積み立てたことにより収支同額となっている。

(単位:千円)

収 入		支 出	
委託料収入	630,248	人件費	635,742
(うち指定管理委託料収入)	(600,886)	事務費	61,420
		事業費	16,276
利用料金収入	105,258	経理区分間繰入金	13,867
経理区分間繰入金	1,250	支出	
収入		積立預金積立	8,215
積立預金取崩収入	1,500	その他	3,563
その他	828		
合 計	739,085	合 計	739,085

委託料収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
委託料収入	児童館全体	587,818	606,615	605,398	623,030	630,248
	高野児童館	24,629	27,607	33,618	31,963	31,455

学童クラブの利用に関して許可を受けた者（児童の保護者）から利用料金を収入しており、利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用料金収入	児童館全体	72,054	78,564	97,699	101,953	105,258
	高野児童館	5,933	5,980	6,905	6,313	5,523

(イ) 京都市左京老人福祉センター

a 事業の状況

- (a) 生活，健康等に関する相談
- (b) 生業及び就労の指導
- (c) 機能回復訓練の実施
- (d) 教養講座等の実施
- (e) 集会及びいこいのための施設の提供
- (f) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位:人)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用者数	43,590	39,016	36,389	39,755	43,385

平成 20 年度の利用者数は，同好会数の増加等により前年度に比べ 3,630 人 (9.1 パーセント) 増加している。

c 収支の状況

平成 20 年度の収支の状況は，次のとおりであり，収支差額を積立預金に積み立てたことにより収支同額となっている。

(単位:千円)

収 入		支 出	
委託料収入	34,458	人件費	13,888
(うち指定管理委託料収入)	(34,458)	事業費	4,096
その他収入	69	委託費	13,024
		小額修繕費	66
		積立預金積立等	3,453
合 計	34,528	合 計	34,528

委託料収入を過去 5 年間で見ると，次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
-----	----------	----------	----------	----------	----------

委託料収入	20,740	21,269	34,435	34,438	34,458
-------	--------	--------	--------	--------	--------

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

京都市物品会計規則では、課長等は備品について備品整理票をちょう付することとしている。また、老人福祉センターにおける本市所有備品については、物品の貸与及び管理に関する協定書別表の備品一覧に記載して管理している。

京都市左京老人福祉センターにおける本市からの貸与備品について、すべての備品整理票が指定管理開始以前にちょう付されたままとなっており、備品一覧に記載された貸与備品であることが確認できなかった。

貸与備品にちょう付している備品整理票を早急に最新のものに更新し、備品の管理を適正に行われたい。

(4) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
京都市児童館，京都市老人福祉センター，京都市長寿すこやかセンター等の管理(指定管理者)(計50施設)	1,431,407	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 同局 子育て支援部 児童家庭課 同局 長寿社会部 長寿福祉課

地域子育て支援ステーション事業指定施設職員研修	500	保健福祉局
中高生と赤ちゃんとの交流事業	600	子育て支援部
京都市地域子育て支援ステーション事業	5,740	児童家庭課
京都市児童館事業（民設児童館（南大内児童館））	21,411	
京都市健康すこやか学級事業	65,801	保健福祉局
介護人材緊急確保事業	1,000	長寿社会部
認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業	1,050	長寿福祉課
高齢者虐待防止事業	6,800	
京都市認知症介護実践研修に係る認知症介護指導者養成研修への派遣	449	
京都市短期入所生活介護緊急利用者援護事業	17,186	
京都市継続的評価分析支援事業	3,200	保健福祉局 長寿社会部 介護保険課

イ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていきました。

10 社団法人京都市児童館学童連盟

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	会長 山手重信	設立年月日	平成18年4月1日
事務所所在地	京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル5階		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>社団法人京都市児童館学童連盟は、児童の健全育成を図るため、児童館・学童クラブの活動を支援するとともに、児童福祉関係の事業を推進し、もって児童福祉の向上に資することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 児童の社会性向上及び自立促進を図るための事業</p> <p>(2) 児童虐待の予防・防止及び子育て不安の解消を図るための事業</p> <p>(3) 児童の安全確保を図るための事業</p> <p>(4) 児童健全育成に寄与するイベント等の実施及び広報・普及啓発事</p>		

	業
	(5) 児童館・学童クラブ等職員の資質の向上及び育成
	(6) 障害のある児童のための介助者の派遣，巡回指導の実施
	(7) 地域の子育て支援や福祉サービスの利用を援助する事業
	(8) 児童館・学童クラブ相互の連絡調整並びに関係機関及び関係団体との連携協力
	(9) その他，この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
(ア) 事務局経費に係る補助金	46,021	21,805	保健福祉局
(イ) 障害のある児童のサマーステイ事業補助金	2,484	2,111	子育て支援部 児童家庭課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事務局経費に係る補助金

a 事業の状況

本市の児童館等の児童の健全育成を図り，児童館・学童クラブの活動を支援するために，京都市児童館学童連盟（以下「児童館学童連盟」という。）事務局の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	21,805	事業費	20,032
会費	16,363	管理費	18,716
助成金	200	他会計繰入支出	298
寄付金	500	小 計	39,047
雑収入	7,152	翌年度繰越金	6,974

合 計	46,021	合 計	46,021
-----	--------	-----	--------

(イ) 障害のある児童のサマーステイ事業補助金

a 事業の状況

長期の休業期間となる夏休みにおいて、保護者の方々が就労により昼間留守となる家庭の障害のある小学校5,6年生を対象に、市内16箇所の児童館で介助支援を行うとともに、同世代の児童との交流を図る事業であり、児童の健全育成の推進に貢献した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,111	介助サポーター人件費	1,381
保護者負担金	371	事務費	1,102
雑収入	1		
合 計	2,484	合 計	2,484

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

障害のある児童のサマーステイ事業補助金は、同補助金交付要綱に基づき交付されており、児童館学童連盟及び実施児童館における事業実施に要する経費に充てられている。

実施児童館で要した事務費の支出の根拠となる書類の一部が、児童館学童連盟に提出されていなかった。

については、補助金の妥当性が検証できるよう、支出の根拠となる書類を実施児童館から受領し、適正に保管するよう児童館学童連盟に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

児童館学童連盟事務局経費に係る補助金について、交付の目的、補助対

象範囲，補助金等の額の算定方法，実績報告の書式等が，補助金交付要綱として定められていなかった。

補助金交付要綱を整備し，補助金の適切な執行及び履行確認を行われたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
児童館・学童保育所職員研修事業委託料	1,200	保健福祉局
京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業委託料	7,337	子育て支援部 児童家庭課
京都市ファミリーサポート事業委託料	26,451	
子育てボランティアバンク事業委託料	829	
「京都やんちゃフェスタ 2008 (第1部)」委託料	5,000	

イ 監査の結果

指摘事項はなく，適正に執行されていました。

11 社会福祉法人伏見にちりん福祉会

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	理事長 松山 迪	設立年月日	平成11年6月29日
事務所所在地	京都市伏見区淀美豆町1055		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>社会福祉法人伏見にちりん福祉会は，多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会事業を行う。</p> <p>(1) 第1種社会福祉事業</p> <p>(イ) 特別養護老人ホーム 淀の里 の設置経営</p> <p>(ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 西院 の設置経営</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業</p>		

	(イ) 老人デイサービス事業 (淀の里デイサービスセンター) (ロ) 老人短期入所事業 (特別養護老人ホーム 淀の里) (ハ) 老人介護支援センター淀の里の設置経営
--	--

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
(ア) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金	34,675	20,905	保健福祉局 長寿社会部
(イ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給金	3,336	3,336	長寿福祉課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金

a 事業の状況

60歳以上の高齢者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を、低額な料金で入所させる施設であるケアハウス西院の運営を行った。

入所定員 55人 (平成20年度末現在)

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	20,905	人件費	12,234
利用料収入	12,188	その他	22,441
団体負担分	1,582		
合 計	34,675	合 計	34,675

(イ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給金

a 事業の状況

特別養護老人ホーム淀の里を整備するための借入金に係る利子の支払を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	3,336	支払利子額	3,336

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
要保護者で介護保険の被保険者以外の者の要介護認定事務における訪問調査業務に係る委託料	7	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課
京都市地域包括支援センターの運営に関する委託料	15,836	保健福祉局 長寿社会部
介護予防ケアマネジメント事業の委託料	36	長寿福祉課
介護保険訪問調査に係る業務の委託料	979	保健福祉局 長寿社会部 介護保険課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

地域包括支援センター運営事業の実施について、京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱に基づき、社会福祉法人伏見にちりん福祉会と市長との間で、委託契約を締結し、事業を実施している。

同要綱によると、年度終了後に事業報告書及び収支決算書の提出を委託先に対して求めることとしているが、事業報告書については提出を求めている。また、収支決算書については、運営事業委託料収入の金額の記載が誤っていたものを受領していた。

事業報告書は、本市が実施した事業が適切に履行されたことを確認する重要な書類であるため、確実に提出を求め、履行確認されたい。また、収支決算書は、誤りがないかを確認し、正確な収支決算書を受領するよう、改められたい。

12 京都シティ開発株式会社

(1) 団体の概要（平成 21 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表取締役社長 長谷川正博	設立年月日	平成 3 年 9 月 2 日
本店所在地	京都市山科区上野御所ノ内町 16-10		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>京都シティ開発株式会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 都市再開発事業に係る調査、企画、設計及びコンサルティングの請負</p> <p>(2) 建築、設備工事に係る企画、設計、施工、監理及びコンサルティングの請負</p> <p>(3) 不動産の管理、売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理運営の請負</p> <p>(4) 道路、公園等公共施設の維持管理の請負</p> <p>(5) 商業施設、駐車場、駐輪場、スポーツ施設、貸し会場の運営及び管理運営の請負</p> <p>(6) 商業施設の運営に係る人材派遣及びテナントリーシングの請負</p> <p>(7) 店舗経営に係る経営指導、販売促進及び店舗計画の請負</p> <p>(8) 広告の企画、制作及び代理業</p> <p>(9) 商品小売及び飲食業</p> <p>(10) 損害保険、銀行、証券仲介等代理店業務</p> <p>(11) 公衆電話、飲料水等自動販売機の管理受託</p> <p>(12) 前各号に付帯する一切の業務</p>		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

京都シティ開発株式会社（以下「シティ開発」という。）の資本金は5億6,100万円であり、2億7,990万円（49.9パーセント）を京都市が出資している。

本市の所管課は建設局都市整備部市街地整備課である。

イ 事業の状況

- (ア) ラクトB商業施設運営事業
- (イ) 京都市受託事業
 - a 八条通地下横断歩道維持管理業務
 - b 山科駅前地下道・中交通広場などの公共土木施設維持管理業務
 - c 山科駅自転車等駐車場管理業務
- (ウ) その他の受託事業
 - a ラクトA・B・C棟管理組合業務
 - b アバンティビル管理組合業務
- (エ) 指定管理者事業
 - a 京都市ラクト健康・文化館管理業務
 - b 京都市山科駅前駐車場管理業務
- (オ) 不動産賃貸事業
 - a アバンティビル区分所有床の賃貸
 - b 二条駅地区文化施設（B i v i 二条）における市有地の転貸借及びモニタリング
- (カ) その他の直営事業
 - a 山科駅西駐輪場・駐車場運営
 - b 地下道広告枠運営
 - c 損害保険代理店業務

ウ 収支及び財産の状況

- (ア) 貸借対照表

（単位：千円）

区 分	平成20年度	平成19年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	944,485	960,913	△16,428
固定資産	3,891,922	3,978,843	△86,920
資産合計	4,836,407	4,939,757	△103,349

(負債の部)			
流動負債	575,355	430,172	145,182
固定負債	3,697,011	4,015,774	△318,763
負債合計	4,272,366	4,445,947	△173,581
(純資産の部)			
株主資本	564,041	493,809	70,231
資本金	561,000	561,000	—
利益剰余金	3,041	△67,190	70,231
純資産合計	564,041	493,809	70,231
負債及び純資産合計	4,836,407	4,939,757	△103,349

(イ) 損益計算書

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成19年度	対前年度比較
売上高	2,196,901	2,207,442	△10,540
売上原価	1,968,774	1,951,149	17,624
販売費及び一般管理費	87,332	80,026	7,306
営業利益	140,794	176,266	△35,471
営業外収益	8,711	5,290	3,420
営業外費用	27,569	33,174	△5,605
経常利益	121,936	148,381	△26,444
特別損失	1,481	10,974	△9,492
税引前当期純利益	120,454	137,407	△16,952
法人税、住民税及び事業税	37,179	950	36,229
過年度住民税	—	1,410	△1,410
法人税等調整額	13,043	△39,893	52,936
当期純利益	70,231	174,941	△104,709

(ウ) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
前期末株主資本合計	493,809
資本金	561,000
利益剰余金	△67,190
当期変動額合計	70,231
資本金	—
利益剰余金	70,231
当期末株主資本合計	564,041
資本金	561,000
利益剰余金	3,041

エ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

本市は京都市山科駅自転車等駐車場の駐車料金の徴収事務等をシティ開発に委託しているが、この業務の細目を定めた仕様書を作成していなかった。

このような事務処理は、委託業務の具体的な内容が不明確となり、不適切な履行につながるおそれがあるため、業務委託を行う場合には、仕様書を作成し、適切に業務の細目を定められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

シティ開発は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市ラクト健康・文化館（以下「ラクト健康・文化館」という。）及び京都市山科駅前駐車場（以下「山科駅前駐車場」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
-----	-------	------	-----

ラクト健康・文化館	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町91 ラクトB5階・6階	健康・文化施設の管理運営及び健康又は文化に関する講座、研修等の開催	建設局 都市整備部 市街地整備課
山科駅前駐車場	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町91 ラクトB地下2階・3階	駐車場の管理運営	

イ 管理の状況

(ア) ラクト健康・文化館

a 事業の状況

- (a) 健康の保持及び増進に資する市民の活動のための施設の提供
- (b) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供
- (c) 文化的な催物のための施設の提供
- (d) 講習、研修、会議等のための施設の提供
- (e) 健康又は文化に関する講座、研修等の開催
- (f) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数	155,812	163,900	163,360	154,097	143,424
月平均利用者数	12,984	13,658	13,613	12,841	13,038

注 平成20年度はリニューアル工事のため、1箇月間休館した。

利用状況は、近隣での競合施設の開設や、施設の老朽化による魅力の減少などの影響を受けたことから、平成19年度の利用者数は、前年度に比べ9,263人(5.7パーセント)の大幅な減少となった。

平成20年度においては、利用者数の減少への対応として施設のリニュー

アル工事を行い、9月に1箇月間休館したことから、利用者数が前年度に比べ更に10,673人(6.9パーセント)減少した。ただし、リニューアル後の利用者数は前年度を上回り、年度を通した月平均の利用者数についても、前年度を上回った。

c 収支の状況

平成20年度の収支の状況は、次のとおり、2,895万円の赤字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	148,024	管理運営費等	83,593
自主事業収入	14,150	施設管理費等	16,060
修繕委託料収入	32,000	管理組合費	26,985
		修繕費, 消耗品費, 水道光熱費等	74,681
		その他	21,806
合 計	194,175	合 計	223,128

収支差額 △28,953 千円

収支の状況を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入合計	174,712	187,209	189,229	180,598	194,175
利用料金	165,753	177,208	172,067	163,913	148,024
自主事業	8,959	10,001	17,162	16,684	14,150
修繕委託料	—	—	—	—	32,000
支出合計	188,120	200,508	196,628	194,906	223,128
収支差額	△13,408	△13,298	△7,399	△14,308	△28,953

収入の大部分を占める利用料金収入は、平成17年度に最高となったが、その後は利用者数の減少に伴い3年連続で減少し、平成20年度は過去5年

間で最も少ない額となっている。

収支差額は、修繕委託料収入を除いた収入が最高となった平成 18 年度においても 739 万円の赤字となっていたが、その後も収入の減少により赤字の幅が増加し、平成 20 年度では、2,895 万円の赤字となっている。

当該施設は利用料金制をとっているが、利用料金収入をはじめとする収入では支出を賄えず経常的な赤字状態が続いており、平成 11 年の施設開設以来一度も黒字を計上しておらず、赤字分はシティ開発の負担となっている。利用者数が伸び悩んでいる現状や今後の施設の老朽化に対応するための経費が増加することが見込まれることなどから、今後の収支の状況は非常に厳しいものになると見込まれる。このことを踏まえ、所管課においては、今後の施設の維持継続に向けて、抜本的な対策を検討することが望まれる。

(イ) 山科駅前駐車場

a 事業の状況

- (a) 駐車場の供用に係る業務
- (b) 駐車場の維持管理にかかる業務
- (c) その他市長が必要と認める業務

b 供用時間及び入退場時間

供用時間 終日

入退場時間 午前 5 時から翌日の午前 0 時 30 分まで

c 駐車料金

(a) 普通駐車料金

1 回につき 30 分までごと 150 円

(ただし、土曜日を除く平日は 1,200 円を超える額を減免)

午後 9 時から翌日の午前 9 時まで (夜間一泊) 1,200 円

(b) 月ぎめ駐車料金

土曜日を除く平日の終日 2 万 4,000 円 など

d 収容台数

自動車 264 台

e 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用台数	411,426	431,177	449,078	448,562	424,663

利用台数は、平成 18 年度までは増加傾向であったが、平成 19 年度及び平成 20 年度は 2 年連続で減少している。特に平成 20 年度は、ガソリン価格の上昇や景気低迷の影響から自動車の乗り控えが目立ち、前年度に比べ 2 万 3,899 台 (5.3 パーセント) の大幅な減少となった。

f 収支の状況

平成 20 年度の収支の状況は、次のとおり、860 万円の赤字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	83,009	管理運営費等	31,122
(うち指定管理委	(83,009)	施設管理費等	9,335
託料収入)		管理組合費	28,217
		修繕費、消耗品費、	10,828
		水道光熱費等	
		その他	12,114
合 計	83,009	合 計	91,617

収支差額 △8,608 千円

使用料収入を過去 5 年間で見ると、次の表のとおりである。

使用料収入については、平成 19 年度までは増加していたが、平成 20 年度は利用台数が大幅に減少したことに伴い、10.5 パーセントの大幅な減少となっている。

(単位：千円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
使用料収入	120,345	140,800	148,037	155,653	139,297

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

山科駅前駐車場の管理に関する協定書では、市が必要と認めるもの以外の業務を第三者に委託することは認められていないが、事前に市の承諾を得ずに、山科駅前駐車場の管理業務の一部を別の業者に再委託していた。

再委託に当たっては、事前に承諾を得て行うよう、シティ開発に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 京都市物品会計規則では、各課等において、分任物品出納員は備品台帳を備え、課等における備品の現況を記録しなければならないとされている。

ラクト健康・文化館において、シティ開発に貸与している本市所有備品のすべてが本市の備品台帳に記録されておらず、同社に対しても管理上の具体的な指示がされていなかった。

貸与している備品を備品台帳に記録するとともに、文書により備品の貸与に関する事項を取り決め、備品の管理を適正に行われたい。

(b) ラクト健康・文化館のプールの屋根に係る修繕について、シティ開発の経費負担で行われていたものが一部あった。ラクト健康・文化館の管理に関する協定書では、施設本体に係る修繕は市の負担とされていることから、今後はこれに従った適切な経費負担区分で修繕を行われたい。

(c) 山科駅前駐車場の平成 19 年度の指定管理料のうち、想定収入額を上回る収入額により算定される部分（インセンティブ）について、平成 19 年度予算から支出されず、平成 20 年度予算から支出されていた。会計年度独立の原則に基づき、業務の履行のあった年度の予算において支出するよう改められたい。

13 パーク二四株式会社

(1) 団体の概要（平成 21 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表取締役社長 西川光一	設立年月日	昭和 48 年 2 月 3 日
本店所在地	東京都千代田区有楽町 2 - 7 - 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	パーク二四株式会社は、次の事業を行うことを目的とする。 ア 駐車場設備に関する機械及び器具の製造、販売、賃貸及び保守 イ 駐車場設備工事の設計及び施工 ウ 駐車場の経営 エ 駐車場及び土地建物の管理業務 オ 宅地建物取引業 他 27 業務		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

パーク二四株式会社（以下「パーク二四」という。）は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市円山駐車場（以下「円山駐車場」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
円山駐車場	京都市東山区祇園町 北側	施設の管理運営	建設局 土木管理部 自転車政策課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 駐車場の供用に係る業務
- b 駐車場の維持管理に係る業務
- c その他市長が必要と認める業務

(イ) 供用時間及び入退場時間

終日

(ウ) 駐車料金

a 普通駐車料金

1 回につき 30 分までごと 250 円（自動二輪車及び原動機付自転車

100 円)

b 月ぎめ駐車料金 (駐車できる時間帯により料金は異なる。)

終日 4万5,000 円等

(自動二輪車及び原動機付自転車 1万5,100 円等)

(エ) 収容台数

自動車 134 台

(オ) 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用台数	115,854	109,758	99,366	84,485	74,630

注1 円山駐車場は昭和 46 年 8 月 1 日から供用開始している。

2 平成 17 年度までは、財団法人京都市駐車場公社が管理受託者となっていた。

平成 20 年度の利用台数は前年度に比べ 9,855 台 (11.7 パーセント) 減少し、過去 5 年間に於いても減少傾向にある。

(カ) 収支の状況

平成 20 年度の収支の状況は、次のとおり、665 万円の黒字となっている。

(単位：千円)

収 入		支 出	
委託料収入	53,607	人件費	6,635
(うち指定管理委 託料収入)	(53,607)	事業費	5,474
その他収入	127	委託費	34,194
		修繕費	33
		その他	746
合 計	53,735	合 計	47,085

収支差額 6,650 千円

使用料収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
-----	----------	----------	----------	----------	----------

使用料収入	149, 191	142, 064	116, 169	100, 942	87, 580
-------	----------	----------	----------	----------	---------

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例によると事業報告書の提出は、毎年度終了後 60 日以内にしなければならないとされているが、期限内に提出していなかった。

同条例に従い、期限内に提出するよう、パーク二四に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 京都市路外駐車場指定管理者募集要項において、包括的な業務の再委託については認められないと規定されている。管理・集金、その他運営に付随する業務を関連会社に履行させる計画書をパーク二四から受理していたが、公の施設の指定管理者として選定し、契約をしていた。

指定管理者の選定に当たっては、業務の再委託の内容を明確にし、適切に業者選定を行われたい。

(b) 京都市物品会計規則では、各課等において、分任物品出納員は備品台帳を備え、課等における備品の現況を記録しなければならないとされているが、円山駐車場においてパーク二四に貸与している本市所有備品のすべてが、本市の備品台帳に記録されていなかった。

貸与している備品を備品台帳に記録し、備品の管理を適正に行われたい。

(c) 月ぎめ契約の駐車料金の収納に際して、京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則に定めがないのに、金銭登録機による収納事務を行わせていた。

規則の改正を行うなど、適正な事務処理となるよう取り組まれたい。

14 京都地下鉄整備株式会社

(1) 団体の概要(平成 21 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	代表取締役社長 中川嘉博	設立年月日	昭和 56 年 4 月 20 日
本店所在地	京都市上京区烏丸通上立売下ル御所八幡町 110		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都地下鉄整備株式会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 鉄道車両の整備 2 鉄道施設の整備 3 自動車車両の整備 4 電気設備の整備 5 不動産の運営及び管理 6 前各号に付帯する一切の業務		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

京都地下鉄整備株式会社（以下「京都地下鉄整備」という。）の資本金は 4,000 万円であり、2,200 万円（55.0 パーセント）を京都市が出資している。

本市の所管課は、交通局高速鉄道部営業課である。

イ 事業の状況

(ア) 鉄道車両の検査・整備及び清掃業務

- ・ 烏丸線 車両検査 5 編成（30 両）、車両清掃 20 編成（120 両）
- ・ 東西線 車両検査 5 編成（30 両）、車両清掃 17 編成（102 両）

(イ) 鉄道の変電所設備、電力指令設備、電気室設備の整備業務

- ・ 烏丸線 変電所（4 箇所）、駅電気室等（19 箇所）
- ・ 東西線 変電所（5 箇所）、駅電気室等（21 箇所）

(ウ) 鉄道の電車線路、電力線路の整備業務

- ・ 烏丸線 13.7 キロメートル
- ・ 東西線 17.5 キロメートル

(エ) 鉄道の車両整備場設備の整備業務

(オ) バス営業所等の受変電設備の整備業務

(カ) 排水処理装置の管理業務

(キ) バス営業所等の連絡業務

(ク) 梅小路公園遊戯用電車及び関係設備の整備業務

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	301,984	388,542	△86,557
固定資産	19,759	17,277	2,481
資産合計	321,744	405,820	△84,075
(負債の部)			
流動負債	93,968	190,254	△96,285
固定負債	—	—	—
負債合計	93,968	190,254	△96,285
(純資産の部)			
株主資本	227,776	215,566	12,210
資本金	40,000	40,000	—
利益剰余金	187,776	175,566	12,210
純資産合計	227,776	215,566	12,210
負債及び純資産合計	321,744	405,820	△84,075

(イ) 損益計算書

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
売上高	841,278	726,360	114,918
売上原価	779,235	659,508	119,726
労務費	68,459	62,739	5,719
外注加工費	693,018	583,899	109,119
経費	17,757	12,870	4,887
売上総利益	62,043	66,852	△4,808

販売費及び一般管理費	41,423	38,061	3,362
人件費	26,157	24,849	1,308
経費	15,266	13,212	2,053
営業利益	20,619	28,790	△8,171
営業外収益	998	749	249
受取利息	968	739	229
その他営業外収益	30	10	20
営業外費用	—	—	—
経常利益	21,617	29,539	△7,921
特別利益	291	—	291
特別損失	—	74	△74
税引前当期純利益	21,908	29,464	△7,555
法人税・住民税及び事業税	9,698	11,992	△2,293
当期純利益	12,210	17,472	△5,262

(ウ) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
前期末株主資本合計	215,566
資本金	40,000
利益剰余金	175,566
当期変動額合計	12,210
資本金	—
利益剰余金	12,210
当期末株主資本合計	227,776
資本金	40,000
利益剰余金	187,776

エ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

15 財団法人京都市上下水道サービス協会

(1) 団体の概要（平成 21 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 弘元晋一	設立年月日	昭和 48 年 3 月 28 日
事務所所在地	京都市右京区梅津糺原町 16		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	財団法人京都市上下水道サービス協会は、京都市内の円滑な給水の確保、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、京都市の実施する上下水道事業の運営に協力し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市上下水道サービス協会（以下「サービス協会」という。）の基本財産は 1,600 万円であり、400 万円（25.0 パーセント）を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、上下水道局総務部総務課である。

イ 事業の状況

- (ア) 上下水道事業に係る調査研究及び普及啓発に関すること。
- (イ) 上下水道施設の設置に係る調査、設計及び工事並びに維持管理に関すること。
- (ウ) 漏水修繕及び漏水調査に関すること。
- (エ) 水道メーターの取替及び井水検針に関すること。
- (オ) 水道料金及び下水道使用料等の徴収に関すること。
- (カ) 災害その他緊急を要する上下水道に係る工事に関すること。
- (キ) 排水設備（水洗便所を含む。）の整備に関すること。
- (ク) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

- (ア) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
-----	----------	----------	--------

(資産の部)			
流動資産	362,099	361,110	988
固定資産	448,921	472,505	△23,583
資産合計	811,021	833,616	△22,594
(負債の部)			
流動負債	56,367	48,364	8,003
固定負債	144,437	154,363	△9,925
負債合計	200,805	202,727	△1,922
(正味財産の部)			
指定正味財産	8,000	15,000	△7,000
(うち基本財産への充当額)	(4,000)	(4,000)	(—)
一般正味財産	602,216	615,888	△13,672
(うち基本財産への充当額)	(12,000)	(12,000)	(—)
正味財産合計	610,216	630,888	△20,672
負債及び正味財産合計	811,021	833,616	△22,594

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
経常増減の部			
経常収益	1,245,904	1,241,119	4,785
経常費用	1,259,357	1,216,667	42,690
当期経常増減額	△13,452	24,452	△37,904
経常外増減の部			
当期経常外増減額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△13,672	24,232	△37,904
一般正味財産期首残高	615,888	591,656	24,232
一般正味財産期末残高	602,216	615,888	△13,672

(指定正味財産増減の部)			
当期指定正味財産増減額	△7,000	11,000	△18,000
指定正味財産期首残高	15,000	4,000	11,000
指定正味財産期末残高	8,000	15,000	△7,000
(正味財産期末残高)	610,216	630,888	△20,672

エ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

前金払をすることができる経費については、地方公営企業法施行令及び京都市上下水道局会計規程により、前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費等、限られた場合に行うことができるとされているが、委託料を前金払により支払っている委託業務において、前金払をする根拠規定及び理由が決定書に記載されていなかった。

前金払をする根拠規定及び理由を明確にし、その理由がない場合には、通常払いにするようにされたい。

16 財団法人京都市生涯学習振興財団

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	理事長 上田正昭	設立年月日	昭和56年3月16日
事務所所在地	京都市中京区聚楽廻松下町9-2 京都市生涯学習総合センター内		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	財団法人京都市生涯学習振興財団は、京都のもつ歴史と文化を生かした生涯学習を展開し、市民の自発的な学習意欲を喚起して生涯学習の振興と連帯意識の醸成を図るとともに、京都市教育委員会の委託を受けて生涯学習施設の管理運営を行い、もって京都市域における教育と文化の発展に寄与することを目的とする。		

(2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人京都市生涯学習振興財団(以下「生涯学習振興財団」という。)の基本財産は8,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、教育委員会事務局生涯学習総合センター事業部総務課である。

イ 事業の状況

- (ア) 講座、講演会及びその他の催しの開催
- (イ) 展示事業の実施
- (ウ) 生涯学習に関する調査及び研究
- (エ) 生涯学習に関する資料及び情報の収集及び提供
- (オ) 生涯学習事業に対する助成
- (カ) 京都市教育委員会から委託を受けて行う生涯学習施設の管理運営
- (キ) その他前条の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

- (ア) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
(資産の部)			
流動資産	256,325	254,517	1,808
固定資産	426,267	414,430	11,836
資産合計	682,592	668,948	13,644
(負債の部)			
流動負債	232,161	233,287	△1,125
固定負債	362,785	329,188	33,597
負債合計	594,946	562,475	32,471
(正味財産の部)			
指定正味財産	80,000	80,000	—
(うち基本財産への充当額)	(80,000)	(80,000)	(-)
一般正味財産	7,645	26,472	△18,827
正味財産合計	87,645	106,472	△18,827

負債及び正味財産合計	682, 592	668, 948	13, 644
------------	----------	----------	---------

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度比較
(一般正味財産増減の部)			
經常増減の部			
經常収益	1, 821, 683	1, 761, 221	60, 462
經常費用	1, 827, 770	1, 767, 254	60, 515
当期經常増減額	△6, 086	△6, 033	△53
經常外増減の部			
經常外収益	—	—	—
經常外費用	534	232, 283	△231, 748
当期經常外増減額	△534	△232, 283	231, 748
当期一般正味財産増減額	△18, 827	△235, 218	216, 391
一般正味財産期首残高	26, 472	261, 691	△235, 218
一般正味財産期末残高	7, 645	26, 472	△18, 827
(指定正味財産増減の部)			
当期指定正味財産増減額	—	50, 000	△50, 000
指定正味財産期首残高	80, 000	30, 000	50, 000
指定正味財産期末残高	80, 000	80, 000	—
(正味財産期末残高)	87, 645	106, 472	△18, 827

(ウ) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度
(事業活動によるキャッシュ・フロー)	
事業活動収入	1, 819, 223
事業活動支出	1, 789, 865
事業活動収支差額	29, 358

(投資活動によるキャッシュ・フロー)	
投資活動収入計	10,000
投資活動支出計	25,049
投資活動収支差額	△15,049
現金及び現金同等物の増減額	14,309
現金及び現金同等物の期首残高	508,235
現金及び現金同等物の期末残高	522,544

注 キャッシュ・フロー計算書は、平成20年度に初めて作成したため、平成19年度及び対前年度比較は掲げていない。

エ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり意見を付し要望します。

(ア) 意見

a 所管課関係

教育委員会事務局職員が、生涯学習振興財団の業務に従事していた。本市が委託している財団業務に本市職員に従事させることについて、制度上の整理を行い、適正に取り組まれない。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
財団法人京都市生涯学習振興財団生涯学習事業補助金	15,798	3,690	教育委員会事務局生涯学習総合センター事業部総務課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

生涯学習事業を行った。

- a 源氏物語千年紀事業の実施
- b アスニー・セミナーの実施
- c 講座案内「まなびすと」の発行

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	3,690	事業費	6,713
事業等収入	11,104	諸謝金	6,357
他会計繰入金収入	1,004	委託費	2,053
		その他	674
合 計	15,798	合 計	15,798

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

17 京都府私立中学高等学校連合会

(1) 団体の概要(平成21年3月31日現在)

代 表 者	会長 山本綱義	設立年月日	平成13年4月1日
事務所所在地	京都市下京区室町通高辻上の山王町561 京都私学会館内		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	京都府私立中学高等学校連合会は、加盟校相互の提携協力によって京都府私立中学高等学校教育の振興を図ることをもって目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
(ア) 京都府私立中学高等学校連合会 事業補助金	18,281	7,500	教育委員会事務局 総務部
(イ) 京都府私立中学高等学校連合会 研修事業補助金	13,256	6,800	総務課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都府私立中学高等学校連合会事業補助金

a 事業の状況

募集対策事業及び私学広報事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	7,500	募集対策事業	8,643
京都私学振興会補助金	7,771	私学広報事業	9,638
学校負担金等	3,010		
合 計	18,281	合 計	18,281

(イ) 京都府私立中学高等学校連合会研修事業補助金

a 事業の状況

教職員等に対し、一般研修事業及び人権対策研修事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	6,800	一般研修事業	9,405
京都府補助金	3,134	人権対策研修事業	3,851
学校負担金等	3,322		
合 計	13,256	合 計	13,256

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
-----	------	----------

高等学校教育に関する調査研究（生徒の個性・能力・適性等を踏まえた教育課程の編成の調査研究）	500	教育委員会事務局 総務部 総務課
---	-----	------------------------

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

- a 京都府私立中学高等学校連合会(以下「連合会」という。)の収支決算書に本市からの委託料収入が記載されておらず、また、支出の一部が記載されていなかった。

については、委託料に係る収支を収支計算書に漏れなく明確に記載するよう、連合会に対して指導し、改められたい。

- b 連合会と締結している随意契約において、予定価格を定めておらず、仕様書も作成されていなかった。また、委託契約書についても、監督及び検査の方法や再委託の禁止事項等の必要事項が記載されていなかった。

京都市契約事務規則、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン等によると、特定の者と随意契約により契約を締結しようとするときは、予定価格を定めるものとされており、契約書を作成する場合には、契約の目的、契約金額、契約保証金に関する事項等を記載するものとされている。

については、京都市契約事務規則等に従い、適正に事務を行われたい。

18 京都市教職員互助組合

(1) 団体の概要(平成 21 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 寺尾直義	設立年月日	昭和 26 年 10 月 1 日
事務所所在地	京都市中京区両替町通御池上る金吹町 454		
目 的 (団体の設置条 例に基づく。)	京都市教職員互助組合は、市立学校（大学を除く。）の教職員が、互助 共済及び福利増進を図るため必要な事業を行うことを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

名 称	総事業費	補助金額	所管課
(ア) 京都市教職員互助組合事務局費に対する補給金	257,028	17,488	教育委員会事務局 総務部
(イ) 京都市教職員互助組合互助会館に関する補給金	5,710	4,615	教職員給与課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市教職員互助組合事務局費に対する補給金

a 事業の状況

市立学校（大学を除く。）の教職員の互助共済及び福利増進を図るため、事業を行った。

(a) 給付事業

(b) 資金貸付事業

(c) 保健並びに保養に関する事業

(d) 物資の購入及び頒布に関する事業

(e) その他組合の目的達成のため必要とする事業

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	17,488	事業費	41,657
組合費収入	46,522	事務局費	16,988
事業収入	9,428	引当金支出	122,000
引当金取崩収入	121,500	その他	76,382
その他	62,089		
合 計	257,028	合 計	257,028

(イ) 京都市教職員互助組合互助会館に関する補給金

a 事業の状況

京都市教職員互助組合員の慰楽娯楽その他の利用のため会館の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	4,615	会館管理費	4,615
事業収入等	1,094	その他	1,094
合 計	5,710	合 計	5,710

ウ 監査の結果

指摘事項はなく、適正に執行されていました。

19 公の施設の指定管理者監査に係る意見

各施設の管理に関する協定書等において、建物の修繕や運営上必要な備品に関する本市と団体との負担区分、指定期間終了時における建物の原状回復並びに委託料や利用料金を原資として手当てされた備品及び備品等購入積立預金の帰属先などの諸項目について、定めのない事例が見受けられたほか、定められている場合にあっても、その内容に差異があった。

これらの項目は、建物の保全や実施される事業の水準に影響を及ぼす事項であり、定めのない場合や定めがあっても不十分な場合は、事業実施の基盤となる施設や設備に問題を発生させ、ひいては効率的で効果的な事業の実施や管理者の選定における競争性の確保など、指定管理者制度の趣旨が生かされなくなる可能性がある。

については、指定管理者制度の統括局である行財政局が基本となる考え方を示し、各施設の所管局が上記の諸項目を協定書等で明瞭にしたうえで契約を締結するなど、事業運営が円滑かつ有効に行われるよう、関係各局が協調して取組を進められたい。

(監査事務局)